

重要事項説明書

(介護保険・医療保険)

事業者：訪問看護ステーションはればれ

1.当事業所の概要

(1) 事業者

法 人 名	株式会社 群尚サービス
所 在 地	群馬県高崎市金古町 1980 番地 7
連 絡 先	027-386-9657
代表者名	代表取締役 高橋 好貴
設立年月日	平成 26 年 10 月 20 日

(2) 事業所の概要

事 業 所 名	訪問看護ステーションはればれ
所 在 地	群馬県高崎市金古町 207 番地 10 東-4
連 絡 先	027-384-3545
管 理 者 名	高橋 美晴
サービス種類	訪問看護・予防訪問看護
介護保険指定番号	1060290770 号
サービス提供地域	高崎市・前橋市・渋川市・吉岡町・榛東村

* サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(3) 営業時間

平 日	8 : 30 ~ 17 : 30
土曜日・祝日	8 : 30 ~ 17 : 30
定休日	日曜日・12/31・1/1

(4) 職員体制

職 種	人 員				常勤換算	備 考
保健師	常勤	1 名	非常勤	名	1 名	
看護師	常勤	2 名	非常勤	1 名	2.5 名	管理業務を行うものを含む
准看護師	常勤	名	非常勤	名	名	
理学療法士	常勤	名	非常勤	名	名	
作業療法士	常勤	名	非常勤	名	名	
言語聴覚士	常勤	名	非常勤	名	名	

2.事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護サービス提供に努めます。

3.サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

4.料金 介護保険

要介護/サービス所要時間	単位数（保健師・看護師）
20 分未満	314 単位
30 分未満	471 単位
30 分以上 1 時間未満	823 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	294 単位（1 日に 2 回を超えて実施する場合は 90/100）

要支援/サービス所要時間	単位数（保健師・看護師）
20 分未満	303 単位
30 分未満	451 単位
30 分以上 1 時間未満	794 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090 単位
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	284 単位（1 日に 2 回を超えて実施する場合は 90/100）

加算・減算項目		単位数	要件
准看護師の場合		×90/100	准看護師が訪問の場合
初回加算（Ⅰ）		350 単位	病院等から退院退所した日に初回訪問した場合
初回加算（Ⅱ）		300 単位	病院等から退院退所した翌日以降に初回訪問した場合
特別管理加算（Ⅰ）		500 単位	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあった計画的な管理を行う場合
特別管理加算（Ⅱ）		250 単位	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600 単位	利用者の同意を得て、常時対応できる体制にあり緊急時訪問における看護業務の負担軽減の業務管理の体制が整備されている場合
複数名訪問看護（Ⅰ）	30 分未満の場合	254 単位	利用者から複数名で訪問を行うことの同意を得て同時に 2 人の看護師等による訪問を行う場合
	30 分以上の場合	402 単位	
長時間訪問看護加算		300 単位	1 時間 30 分以上の訪問を行った場合
夜間・早朝加算		+25/100	18 時～22 時、6 時～8 時に訪問を行った場合
深夜加算		+50/100	22 時～6 時に訪問を行った場合
退院時共同指導加算		600 単位	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり療養上必要な指導を行った場合
ターミナルケア加算		2500 単位	死亡及び死亡日前 14 日以内にターミナルケアを行った場合

* 介護保険法で定められている地域区分が高崎市において「6 等級」とされているため、1 単位を「10.42 円」にて計算する。

医療保険

訪問看護基本療養費				算定料
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師・保健師の場合		週 3 日目まで	5550 円
			週 4 日目以降	6550 円
	准看護師の場合		週 3 日目まで	5050 円
			週 4 日目以降	6050 円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合			5550 円
	専門研修を受けた看護師による訪問			12850 円
訪問看護療養費（Ⅱ）	看護師・保健師の場合	同一建物、同一日 2 人	週 3 日目まで	5550 円
			週 4 日目以降	6550 円
		同一建物、同一日 3 人以上	週 3 日目まで	2780 円
			週 4 日目以降	3280 円
	准看護師の場合	同一建物、同一日 2 人	週 3 日目まで	5050 円
			週 4 日目以降	6050 円
		同一建物、同一日 3 人以上	週 3 日目まで	2530 円
			週 4 日目以降	3030 円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	同一建物、同一日 2 人	週 3 日まで	5550 円
		同一建物、同一日 3 人以上	週 4 日目以降	2780 円
専門研修を受けた看護師による訪問			12850 円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	指定訪問看護を受けようとする者（入院中のものに限る）であり一時的に外泊をしている者（厚生労働大臣が定める者）			8500 円

訪問看護基本療養費の加算①			算定料
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下	4500 円
		同一建物 3 人以上	4000 円
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	8000 円
		同一建物 3 人以上	7200 円
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで		2650 円
	月 15 日目以降		1800 円
長時間訪問看護加算			5200 円
夜間早朝訪問看護加算			2100 円
深夜訪問看護加算			4200 円
訪問看護基本療養費の加算②			算定料
複数名訪問看護加算	看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と同行	同一建物 2 人以下	4500 円
		同一建物 3 人以上	4000 円
	准看護師と同行	同一建物 2 人以下	3800 円
		同一建物 3 人以上	3400 円
	その他職員と同行	同一建物 2 人以下	3000 円
		同一建物 3 人以上	2700 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】 1 日 1 回	同一建物 2 人以下	3000 円
		同一建物 3 人以上	2700 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】 1 日 2 回	同一建物 2 人以下	6000 円
		同一建物 3 人以上	5400 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】 1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	10000 円
		同一建物 3 人以上	9000 円

医療保険 精神科訪問看護

精神科訪問看護基本療養費					算定料
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	看護師・保健師・作業療法士の場合		週 3 日目まで	30 分未満	4250 円
				30 分以上	5550 円
			週 4 日目以降	30 分未満	5100 円
				30 分以上	6550 円
	准看護師の場合		週 3 日目まで	30 分未満	3870 円
				30 分以上	5050 円
週 4 日目以降			30 分未満	7420 円	
			30 分以上	6050 円	
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	看護師・保健師・作業療法士の場合	同一建物、同日 2 人	週 3 日目まで	30 分未満	4250 円
			週 4 日目以降	30 分以上	5550 円
		同一建物、同日 3 人以上	週 3 日目まで	30 分未満	5100 円
			週 4 日目以降	30 分以上	6550 円
	准看護師の場合	同一建物、同日 2 人	週 3 日目まで	30 分未満	2130 円
			週 4 日目以降	30 分以上	2780 円
		同一建物、同日 3 人以上	週 3 日目まで	30 分未満	2550 円
			週 4 日目以降	30 分以上	3280 円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ)					8500 円

精神科訪問看護基本療養費の加算①				算定料
精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで（1 日につき）			2650 円
	月 15 日以降（1 日につき）			2000 円
長時間精神科訪問看護加算				5200 円
夜間早朝訪問看護加算				2100 円
深夜訪問看護加算				4200 円
精神科複数回訪問看護加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下		4500 円
		同一建物 3 人以上		4000 円
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下		8000 円
		同一建物 3 人以上		7200 円
精神科訪問看護基本療養費の加算②				算定料
複数名精神科訪問看護加算	看護師・保健師・作業療法士の場合	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	4500 円
			同一建物 3 人以上	4000 円
		1 日 2 回	同一建物 2 人以下	9000 円
			同一建物 3 人以上	8100 円
		1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	14500 円
			同一建物 3 人以上	13000 円
	准看護師の場合	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	3800 円
			同一建物 3 人以上	3400 円
		1 日 2 回	同一建物 2 人以下	7600 円
			同一建物 3 人以上	6800 円
		1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	12400 円
			同一建物 3 人以上	11200 円
	看護補助者・精神保健福祉士の場合		同一建物 2 人以下	3000 円
			同一建物 3 人以上	2700 円

医療保険 訪問看護・精神科訪問看護

訪問看護管理療養費		算定料
月の初日の訪問の場合（1月につき）		7670 円
月の2日目以降の訪問の場合（1月につき）	訪問看護管理療養費 2	2500 円
訪問看護管理療養費の加算①		
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6800 円
	上記以外の場合	6520 円
特別管理加算	重症度の高い利用者の場合	5000 円
	上記以外の場合	2500 円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8400 円
	上記以外の場合	6000 円
訪問看護管理療養費の加算②		
在宅患者連携指導加算		3000 円
在宅患者緊急カンファレンス加算（月 2 回まで）		2000 円
看護・介護職員連携強化加算		2500 円
退院時共同指導加算		8000 円
特別管理指導加算		2000 円
訪問看護医療 D X 情報活用加算		50 円
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料 2 のイの利用者	8400 円
	精神科在宅患者支援管理料 2 のロの利用者	5800 円

その他の療養費		算定料
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費 1	25000 円
	訪問看護ターミナルケア療養費 2	10000 円
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費 1	1500 円
	訪問看護情報提供療養費 2	1500 円
	訪問看護情報提供療養費 3	1500 円

* 主治医指示にて複数名での訪問になる場合があります。

* その他料金

永眠され、エンゼルケア（臨終の際の死後の処置）を希望される場合は 15000 円別途自費での請求になります。

(1) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料を翌月 10 日に請求しますので、20 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

(2) キャンセル料金

サービスの利用をキャンセルされる場合は、訪問当日 9 時までにご連絡いただければキャンセル料は不要です。ただし、体調や容体の急変などの場合にはキャンセル料は不要とします。

ご連絡なく訪問後、不在だった場合にはキャンセル料 1000 円徴収いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画書を作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、お申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付サービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

* 非該当（自立）と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に解約を解除することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われなかった場合、当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性がある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6.緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所など、関係各位に連絡します。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	様 (続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	様 (続柄：)
	連 絡 先	
連 絡 基 準		救急搬送を要する状態になった場合

7.第三者機関による事業所評価の実施の有無

第三者による評価の実施状況 なし

8.ハラスメントの防止

事業者は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけられたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者様及びその家族が対象となります。

・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止対策を検討します。

・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、看護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除の措置を講じます。

9.虐待防止について

事業所は、ご利用者様の人権・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者様が成年後見制度を利用できるよう支援します。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 役職：管理者 氏名 高橋 美晴

10.感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を県庁する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11.業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12.災害時の訪問について

- (1) 地震、風水害、大雪などの著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- (2) 地震、風水害、大雪など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

13.苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・ 苦情受付窓口（責任者） 管理者 高橋 美晴
- ・ 苦情受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00
- ・ 電話番号 027-384-3545

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情の申し出ができます。

- ・国民健康保険団体連合会介護保険

所在地 前橋市元総社町 335-8

電話/F A X 027-290-1323/027-255-5077

受付時間 8:30~17:00

- ・高崎市役所 介護保険担当課

所在地 高崎市高松町 35-1

電話/F A X 027-321-1111/027-327-6470

受付時間 8:30~17:15

- ・前橋市役所 福祉部介護保険課

所在地 前橋市大手町 2 丁目 12 番 1 号

電話/F A X 027-224-1111/027-243-4027

受付時間 8:30~17:15

- ・渋川市役所 スポーツ健康部 介護保険課

所在地 渋川市石原 80 番

電話/F A X 0279-22-2111/0279-24-6541

受付時間 8:30~17:15

- ・吉岡町役場 介護福祉課

所在地 北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

電話/F A X 0279-54-3111/0279-54-8681

受付時間 8:30~17:15

- ・榛東村役場 健康保険課 介護保険係

所在地 北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

電話/F A X 0279-54-2211/0279-54-8225

受付時間 8:30~17:15

当事業者は、指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項を説明し、同意を得て当該文書の交付をしました。

本書を2通作成し、利用者並びに事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

訪問看護ステーションはればれ

説明者 管理者・看護師 氏名 高橋 美晴 印

私は、本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>住所 _____
氏名 _____ 印

<署名代行者>

私は、本人の契約意志を確認し署名代行いたしました。

住所 _____
氏名 _____ 印
利用者との関係 _____
代筆理由 _____